

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3341号)

令和8年5月22日

横 情 審 答 申 第 3341 号

令 和 8 年 5 月 22 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和7年1月29日教健第3669号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「【送付】提案資格確認結果通知書について（横浜市教育委員会事務局）」  
外36件の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、別表1に掲げる文書1から文書37までを特定し一部開示とした決定は妥当ではなく、別表1及び別表2に掲げる文書を改めて特定の上、開示、不開示の決定をすべきである。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和6年度 横浜市立中学校給食調理・配送等業務委託事業【B区分】（一部エリア）の募集（公募型プロポーザル方式）における次の文書

1 第一次審査の実施結果の通知のE-mail 2 提案書の開示にかかる意向申出書

3 提案書」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和6年10月25日付で別表1に掲げる文書1から文書37まで（以下「本件審査請求文書」という。）を特定して行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件請求に対し本件審査請求文書を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 文書3から文書37までは、再公募により受託候補者を選定するに当たり、当該再公募への応募者が公募書類に沿って作成し提出した提案書の一部を構成する文書である。提案書を構成する残りの文書は令和6年10月25日教健第2583号-1で開示決定を行っている。
- (2) 審査請求人は、事前に連絡もなく提案書及び評価委員に提出した書類を対象行政文書として特定し本件処分が行われたと主張するが、提案書の構成文書の全てについて特定し開示決定及び一部開示決定を行っている。それらの決定通知書を送付後に審査請求人へ連絡し、交付不要と申出を受けたものを除いた文書について、その写しを交付している。
- (3) 審査請求人は、今まで同様の開示請求をした場合には実施機関に提出する企画書・提案書が開示されており、今回のような情報が欠けたプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）に提出した文書ではなかったと主張し、それは文書特定が不足しているという趣旨であると解されるが、実施機関が再公募の実施に

当たり応募者より提出を受けた書類（以下「提案書類」という。）のうち、審議及び評価の基礎となる、文書3から文書37までを提案書として評価委員会に提出しており、その提案書の構成文書の全てを特定している。

- (4) 文書1と文書2は提案書ではないが、開示請求書に文書名が記載してあったため特定している。その他の提案書に含まれない文書についても、別途開示請求があれば当該文書を開示できるものとする。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 事前に連絡もなく、提案書及び評価委員に提出した書類を対象行政文書として特定し、本件処分が行われた。
- (3) 今まで同様な開示請求をしたときは教育委員会事務局に提出する企画書・提案書が開示されており、今回のような情報が欠けた評価委員に提出したものではなかった。
- (4) 実施機関に、教育委員会事務局に提出するものがほしいと伝えたが、新たに開示請求するよう話があった。
- (5) 「横浜市立中学校給食調理・配送等業務委託事業【B区分】（一部エリア）募集要項 第3提案に関する事項 1提案書により求める内容（1）提案書の構成」に示される範囲も提案書であるにもかかわらず、この中から実施機関が範囲を判断し、開示等決定された。
- (6) 本件審査請求文書は、本件請求のどの文書に該当するのか明確になっていない。
- (7) 税務署が発行する文書について、表紙の部分は全部開示、本文は一部開示と、文書を分けて決定している。

#### 5 審査会の判断

- (1) 横浜市立中学校給食調理・配送等業務委託事業【B区分】（一部エリア）のプロポーザル公募に係る事務について

実施機関では、令和8年度からの全員給食の実施に向け、市内の対象中学校144校をA区分とB区分に分けて、横浜市立中学校給食調理・配送等業務委託事業の受託候補者を公募型プロポーザル方式で選定した。このうちB区分については、令和

5年12月に受託候補者5者を選定したが、うち1者について、事業予定者としての特定を取り消したことから、当該事業者が受託する予定であったエリアについて、改めて令和6年に再公募を実施し、8月に受託候補者を選定した。

(2) 本件審査請求文書について

ア 文書1は、再公募への参加意向のある事業者に対して行った提案資格審査の確認結果を当該事業者に送付した電子メールの本文である。

イ 文書2は、再公募に係る提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて、応募者から提出された書類である。

ウ 文書3から文書37までは、再公募により受託候補者を選定するに当たり、当該再公募への応募者が公募書類に沿って作成し提出した提案書の一部を構成する文書である。提案書を構成する残りの文書は上記3(1)のとおり特定され、これらが、評価委員会における応募者からの提案内容の審査及び評価の基礎となる文書である。

エ 審査請求人は、本件審査請求文書の不開示部分については言及しておらず、対象行政文書の特定の不備を主張しているため、文書特定の妥当性について以下検討する。

(3) 本件審査請求文書の特定の妥当性について

ア 実施機関が文書3から文書37までを特定し本件処分を行ったことに対し、審査請求人は、「横浜市立中学校給食調理・配送等業務委託事業【B区分】（一部エリア）募集要項」（以下「募集要項」という。）に記載の文書が提案書であり、対象行政文書として特定すべきと主張する。

当審査会で募集要項を確認したところ、提案書により求める内容として、提案書（表紙）、会社概要、業務実績、施設・設備の概要、図面等、企画書、作業工程表・作業動線図、証明書類、参考見積書、意向申出書及びチェックシートといった提出書類が列挙されていることが認められた。本件処分では、証明書類、参考見積書、意向申出書及びチェックシートのうち別表2に掲げる文書38から文書45までが特定されていないため、この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 提案書とは、提案書類のうち「「横浜市立中学校給食調理・配送等業務委託事業【B区分】（一部エリア）」受託候補者特定に係る実施要領」（以下「実施要領」という。）第3条各号に定められた事項について作成されるものとさ

れ、評価委員会の審議に係るもののみを指す。

そのため、本件処分においても提案書類のうち、評価委員会において審議及び評価の基礎となる、文書3から文書37までを提案書として特定した。

また、実施要領、募集要項等再公募に係る関連資料は全て横浜市ホームページにて公表している。

- (イ) 文書38及び文書39については、本来、提案書を構成する文書であるが、令和8年から提供する工場が提案時点でない場合及び共同提案ではない場合は提出不要であり、提案書類として提出を受けていないため、特定していない。
- (ウ) 文書40から文書45までについては、提案書類として提出を受けてはいるが、評価委員会に提出する書類ではないため、特定していない。
- (エ) 文書44については、提案書とは別に請求があったため、文書2として特定し本件処分を行っている。
- (オ) 審査請求人が主張している以前の開示請求時に特定した文書については、「事業者からの提案書」として評価委員会に提出する提案書のほか、参考見積書も特定しているが、当該開示請求に係る公募時においても費用面については評価していないことから、提案書と同時に提出を受けた事務的な資料という位置付けであったと考えられるため、参考見積書を、提案書を構成する書類として特定したことは不相当であった。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 実施機関の主張のとおり、実施要領第3条には提案書の内容に係る事項が記載されているが、募集要項には提案書により求める内容として提出書類が列挙されていることを踏まえると、本件において、文書40から文書45までは、提案書として解するのが相当である。また、実施機関は文書38及び文書39については保有していないと主張するが、募集要項に提案書により求める内容として記載されている以上これらも本件請求の提案書に含まれる。

- (イ) したがって、文書38から文書45までについても提案書として特定すべきである。

(4) その他

実施機関は本件処分の決定通知書に対象行政文書の名称を正確に記載しており、決定通知書の記載に不備は認められないが、請求内容と文書件名が著しく異なる場合は、特定した文書件名とともに、請求内容との関係を補足するなど、実施機関に

においては、開示請求者が理解しやすいよう、決定通知書の記載について工夫することが望ましい。

(5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を特定し一部開示とした決定は妥当ではなく、別表1及び別表2に掲げる文書を改めて特定の上、開示、不開示の決定をすべきである。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

別表1 本件審査請求文書

文書	名称
文書1	【送付】提案資格確認結果通知書について（横浜市教育委員会事務局）
文書2	提案書の開示に係る意向申出書
文書3	提案書表紙
文書4	会社概要
文書5	業務実績
文書6	施設・設備の概要
文書7	図面
文書8	写真
文書9	設備機器リスト
文書10	中学校給食調理・配送等業務の受託に対する抱負
文書11	給食調理の体制について
文書12	衛生管理について
文書13	配送体制について
文書14	配膳体制について
文書15	危機管理体制について
文書16	環境負荷軽減について
文書17	ワーク・ライフ・バランス等に関する取組
文書18	障害者雇用状況報告書

文書19	作業工程表（サンプル献立①）
文書20	作業工程表（サンプル献立②）
文書21	作業動線図（サンプル献立①）
文書22	作業動線図（サンプル献立②）
文書23	ハーベストネクスト株式会社 財務状況に関する書類（令和2年度）
文書24	ハーベストネクスト株式会社 財務状況に関する書類（令和3年度）
文書25	ハーベストネクスト株式会社 財務状況に関する書類（令和4年度）
文書26	ハーベストネクスト株式会社 事業年度分の法人税確定申告書・課税事業年度分の地方法人税確定申告書（令和5年度）
文書27	ハーベストネクスト株式会社 勘定科目内訳明細書（令和5年度）
文書28	ハーベストネクスト株式会社 法人事業概況説明書（令和5年度）
文書29	ハーベスト株式会社 財務状況に関する書類（令和2年度）
文書30	ハーベスト株式会社 財務状況に関する書類（令和3年度）
文書31	ハーベスト株式会社 財務状況に関する書類（令和4年度）
文書32	ハーベスト株式会社 事業年度分の法人税確定申告書・課税事業年度分の地方法人税確定申告書
文書33	ハーベスト株式会社 勘定科目内訳明細書（令和5年度）
文書34	ハーベスト株式会社 法人事業概況書（令和5年度）
文書35	定款
文書36	業務実績（再提出）
文書37	給食調理の体制について（再提出）

別表2 追加して特定すべき文書

文書	名称
文書38	直近1年以内の食品衛生監視指導票
文書39	共同提案の場合は、それぞれの事業が担当する業務や責任の所在が分かる覚書等書類の写し
文書40	直近の事業年度の国税の納税証明書、納税証明書「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税）
文書41	法人市県民税納税証明書
文書42	参考見積書
文書43	単価内訳
文書44	提案書の開示に係る意向申出書
文書45	提出書類チェックシート

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和7年1月29日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和7年3月13日	・審査請求人から主張書面を受理
令和7年3月27日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和8年1月28日 (第405回第一部会)	・審議
令和8年2月13日 (第406回第一部会)	・審議
令和8年3月25日 (第407回第一部会)	・審議
令和8年4月23日 (第408回第一部会)	・審議